

## 噴火時等における具体的な防災対応(石川県側)

- ・噴火警戒レベル毎の登山道等の規制、施設の閉鎖、登山者等の避難について、次のとおりとする。
- ・県、白山市の体制については、岐阜県と同様に、レベル4以上で災害対策本部体制とする。
- ・なお、レベル3以下の場合でも相当程度の被害の発生が予測される場合などには、災害対策本部体制をとるものとする。

レベル	県・白山市の体制		登山道・道路規制		施設の閉鎖	登山者対応	住民避難
	県	白山市	規制実施主体	規制箇所			
1	【通常体制】	【通常体制】	規制なし		規制なし	・必要に応じて火山情報の提供	住民避難なし
2	【警戒配備体制】 ○危機管理監室:担当職員 ○各部署:動員計画に基づく職員	【警戒配備体制】 ○危機管理課:担当職員 ○白峰市民サービスセンター:担当職員 ○各部署:防災マニュアルに基づく職員	(登山道) ・環境省 ・白山自然保護センター(県道) ・石川土木総合事務所(市道) ・白山市	・別当出合 ・天池 等	・室堂ビジターセンター ・南竜山荘 等	・規制箇所内の登山者の避難誘導 ・規制箇所での立入禁止 ・登山口等での規制周知	
3	【警戒配備体制】 ○危機管理監室:全職員 ○災害対策本部連絡員 ○各部署:動員計画に基づく職員	【警戒配備体制】 ○危機管理課:全職員 ○白峰市民サービスセンター:全職員 ○災害対策本部連絡員 ○各部署:防災マニュアルに基づく職員		・市ノ瀬登山口 ・新岩間温泉登山口 等	・別当出合登山センター		
3 (拡大)				・百万貫岩パーキング ・中宮温泉登山口 等	・市ノ瀬ビジターセンター		
4	【災害対策本部体制】 ○災害対策本部設置(全職員)	【災害対策本部体制】 ○災害対策本部設置(全職員)	(県道) ・石川土木総合事務所	・白峰集落入口 (県道と市道との交点)	-	-	白山市白峰地区の一部世帯に対し、避難準備情報発令
5							白山市白峰地区の一部世帯に対し、避難勧告又は避難指示発令

### 登山道の規制

噴火警戒レベルに応じ、次の点に留意し、規制を実施

- ・登山者の安全確保のため、登山口、登山分岐点など登山者にとってわかりやすい箇所において規制を実施
- ・観光ポイント(名所や眺望・景観が良い箇所等)、登山道の周遊性を確保できるよう規制箇所を設定

※レベル1の状態においても、地震活動の高まり等を確認した場合においては、注意喚起や想定火口域内(の一部)への立ち入りを規制することがある。

※レベル2以上においては、火山性地震による落石等を考慮するなどにより、状況に応じてあらかじめ定めた範囲を超えて登山道、道路の通行規制を実施する場合もある。